○○事業所　実地研修実施方法書（例）

（目的）

第１条　○○法人○○が開設する○○事業所（以下「事業所」という。）において介護福祉士が喀痰吸引及び経管栄養（以下「喀痰吸引等」という。）の実地研修を実施するにあたり、実地研修の実施にかかる基準及び関係者や関係機関等の具体的な連携体制等を定め、安全かつ適正に実地研修を実施することを目的とする。

（実地研修の対象）

第２条　実地研修は、介護福祉士養成施設等において喀痰吸引等に係る科目（医療的ケア）を修了し、かつ、実地研修を修了していない介護福祉士に対して行うものとする。

（連携体制及び役割分担等）

第３条　実地研修を行うにあたり、各職種の連携体制、役割分担は下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 役割 |
| 管理者 | ・全体の統括  ・委員会の招集  ・実地研修を受講する介護福祉士の選任  ・利用者・家族への説明、同意の取得  ・その他実施にあたって必要な事項の検討 |
| 医師  （主治医・配置医） | ・必要な喀痰吸引等の包括的指示  ・利用者個々の疾患の診断・状況把握及び喀痰吸引等の必要性の判断  ・看護職員と介護職員(研修受講者を含む)に対する指導  ・その他、実施体制などに対する助言 |
| 看護職員 | ・医師の指示に基づく喀痰吸引等の実施  ・利用者個々の状態等の把握  ・実地研修計画書の作成及び保管  ・実地研修の実施の記録及び保管  ・医師との連携  ・介護職員（研修受講者を含む）との情報共有  ・利用者家族等との連携  ・研修受講者に対する研修・指導  ・関係する他職種間の調整・連携  ・手順等必要事項の検討 |
| 介護職員 | ・利用者個々の状態等把握  ・実地研修計画書の作成及び保管  ・実地研修の実施の記録及び保管  ・看護職員との情報共有  ・利用者家族等との連携  ・喀痰吸引等に関する知識・技術の習得  ・手順等必要事項の検討 |

（２）事業所は、実地研修を実施しているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。（別紙「連絡体制・連携体制表」のとおり）

（指導看護師）

第４条　介護福祉士による喀痰吸引等の実地研修の指導を行う看護師は、指導者講習会等を修了した者とする。

（研修実施委員会の設置）※安全委員会と兼ねることも可

第５条　事業所は、介護福祉士による喀痰吸引等の実地研修を実施するにあたり、医師及び看護師を含む者で構成される研修実施委員会（以下、「研修委員会」という。）を設置し、次の各号に掲げるとおり、実地研修の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制を整備する。

（１）研修委員会は「別紙」に掲げるものより構成する。

（２）研修委員会は、○ヶ月に１回定期的に開催するとともに、必要に応じ随時開催し、会議の結果について、研修受講生及び研修関係者に周知徹底を図る。

（３）研修委員会は次の事項を管理する。

　　ア　研修計画の策定に関すること

　　イ　研修受講者及び研修修了者の管理に関すること

　　ウ　研修教材の選定に関すること

　　エ　研修講師の選定に関すること

　　オ　研修の安全管理体制に関すること

　　カ　実地研修実施に関する事故及びヒヤリハット事例の事例蓄積･分析

　　キ　実地研修に必要な備品及び衛生管理の検討と見直し

　　ク　損害賠償保険制度の加入に関すること

　　ケ　その他研修の実施に関すること

（利用者への説明及び同意）

第６条　介護福祉士により喀痰吸引等実地研修の実施に際しては、あらかじめ対象となる利用者若しくはその家族に対して、実地研修の実施内容等について説明を行い、同意書により同意を得る。

（２）同意を受けた内容に変更が発生した場合は、再度文書及び口頭で説明の上、同意書により、同意を得る。

（３）同意書は、利用者ごとのファイルに綴じ、施錠できるロッカー等において適切に管理する。

（４）管理者は次の事項について、説明を行う。

　　ア　実施する特定行為種別

　　イ　実施する期間

　　ウ　実施する頻度

　　エ　研修受講者が喀痰吸引等行為を行うこと

　　オ　提供体制

（医師からの指示）

第７条　事業所は、主治医より利用者の心身の状況等を踏まえて介護福祉士による実地研修の実施に際して個別に指示書により指示を受けるものとする。

（２）医師の指示書の受領後、速やかに事業所管理責任者、看護職員及び研修受講生で医師の指示内容を確認し、情報を共有する。

（３）医師からの指示書は、入所者ごとのファイルに綴じ、施錠できるロッカー等において適切に管理する。

（実施計画書の作成）

第８条　研修委員会は、個々の利用者の心身の状況並びに医師の指示を踏まえた実地研修実施計画書（参考様式１）を作成し、事業所管理責任者承認を得る。

（２）利用者の心身の状況の変化や医師の指示等に基づき、必要に応じて計画の内容等の検証や見直しを行う。

（３）研修計画は、実地研修実施方法書との整合性を図るとともに、その策定については、研修実施期間や実施場所を勘案する。

（４）研修受講者の研修受講進捗状況等の管理については、研修計画に基づき行い、実地研修修了者管理簿（参考様式２）により管理する。

（利用者の状態確認）

第９条　医師または看護職員は喀痰吸引等を必要とする利用者について、利用者ごとに期間を定め、定期的な状態確認を行い、研修受講者は利用者の状態に応じ、対応方法について医師または看護職員から指導を受ける。

（実地研修の実施）

第１０条　研修受講者は、医師の指示書、実地研修実施計画書を事前に確認し、指導看護職員の指示のもと、手順書に従い、実地研修を実施するものとする。

（２）対象となる利用者の状態像を踏まえ、実地研修指導看護職員の指導の下で研修受講者が実施可能かについて確認する。

（３）実地研修指導看護職員は、研修受講者が喀痰吸引等を実施している間においては、実地研修協力者の状態の安全等に注意しながら研修受講者に対して指導を行う。

（４）実地研修指導看護職員は、実地研修毎に実地研修実施票（参考様式６－１）及び実地研修評価票（参考様式６－２）を記録するとともに、研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の実地研修の実施の改善につなげる。また、研修受講者の喀痰吸引等に関する知識及び技能の到達度を踏まえながら、指導を継続していく。

（実地研修の評価）

第１１条　研修受講者が修得すべきすべての行為ごとに実施回数以上の実地研修を実施した上で、実地研修評価票の全ての項目について実施できているとなった場合であって、下記（a）(b)のいずれも満たす場合において、研修修了の是非を判定し実地研修修了証明書の交付を行う。なお、実地研修の終了が認められなかった者については、再度、実地研修の全課程を受講させる。

（a）当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70％以上であること

（b）当該ケアにおいて最終３回のケアの実施において不成功が１回もないこと

（実地研修修了証明書の交付等）

第１２条　実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる者に対して、実地研修修了証明書（参考様式８）を交付するものとする。

（２）実地研修修了証明書を交付した場合は、実地研修修了者管理簿（参考資料２）を作成するとともに、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存する。

（３）実地研修修了証明書の交付状況について、実地研修修了者管理簿により兵庫県に毎年４月末までに報告する。

（ヒヤリ・ハット事例の収集及び分析）

第１３条　研修受講者は、実地研修の実施にあたり、安全確保のために、ヒヤリ・ハットの出来事が発生した場合は、ヒヤリ・ハット・アクシデント報告書（参考様式８）を作成し、研修委員会において、定期的に分析し実施体制の評価・検証を行う。

（緊急時の対応方法）

第１４条　実地研修を実施する介護福祉士が実地研修時に利用者の病状の急変が生じた場合には、緊急時対応マニュアルにより適切に対処する。

（備品等の確保及び管理）

第１５条　事業所は、実地研修の実施に必要な備品を、次のとおり整備する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 備考 |
| 吸引装置一式 | ○セット | 吸引行為を行う際に使用 |
| 経管栄養用具一式 | ○セット | 経管栄養を行う際に使用 |
| 処置台またはワゴン | ○台 | 吸引行為・経管栄養を行う際に使用 |
| 心肺蘇生訓練用機材一式 | ○セット | 研修時に使用 |
| ※その他必要な備品を追記 |  |  |

（２）事業所は、実地研修に必要な備品の管理について、衛生面を考慮し、常に清潔な状態で管理する。

（感染症の予防、対処方法等）

第１６条　事業所管理責任者は、実地研修受講者の清潔保持時および健康状態について、必要な管理を行う。事業所内での感染の予防、感染症発生時の対応については、感染症予防及び感染症発生時の対応マニュアルによるものとする。

（秘密保持等）

第１７条　実地研修に携わる者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

（２）業務を廃止した後又はその業務に従事しなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

（関係書類の管理、保存）

第１８条　実地研修に関する関係書類は利用者ごとのファイルを作成し、施錠できるロッカーで適切に管理する。

（２）関係書類は５年間保存する。

（３）関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

（損害賠償保険の加入）

第１９条　実地研修の実施において賠償すべき事態があった場合に、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入する。

この実地研修実施方法書は令和○○年○○月○○日から施行する。